

令和6年度 第1回 静岡県道路交通渋滞対策推進協議会

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

(審議)

(1) 渋滞対策の進捗

(2) 今後の渋滞対策

(3) 渋滞対策の効果・影響

(4) 主要渋滞箇所のモニタリング

3. 情報提供

(1) 中央線変移システム(リバーシブルレーン)廃止について

4. 閉会

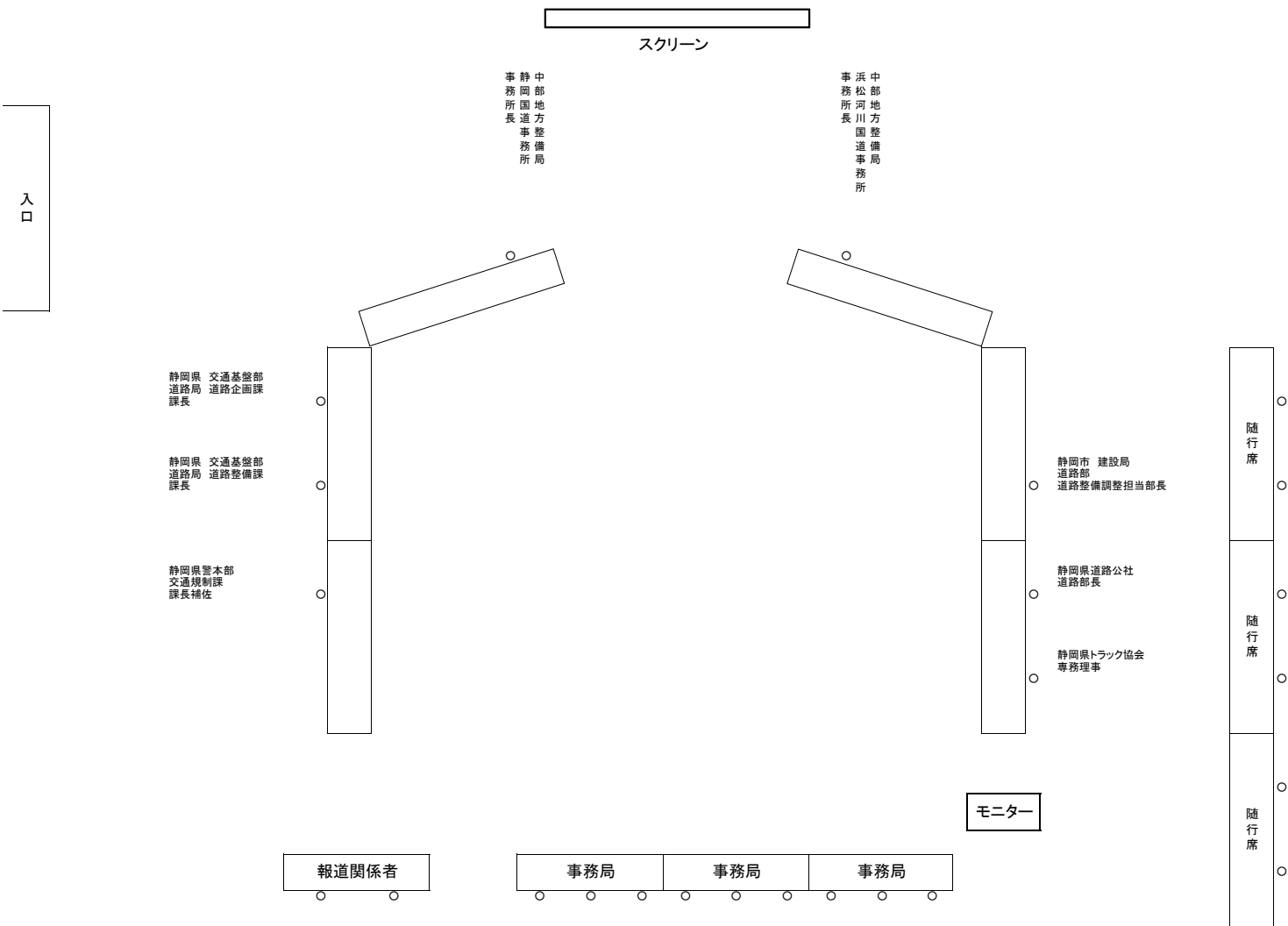
<配布資料>

- ・資料1: 渋滞対策の進捗(案)
- ・資料2: 今後の渋滞対策(案)
- ・資料3: 渋滞対策の効果・影響(案)
- ・資料4: 主要渋滞箇所のモニタリング
- ・資料5: 参考資料

令和6年度 静岡県道路交通渋滞対策推進協議会

	所 属	役 職	氏 名	備 考
	中部地方整備局 静岡国道事務所	事務所長	椎野 修	対面
	中部地方整備局 建政部	都市整備課長	後藤 直紀	WEB
	中部地方整備局 道路部	道路計画課長	柴田 康晴	WEB
	中部地方整備局 道路部	地域道路課長	小川 喜睦	WEB
	中部地方整備局 道路部	交通対策課長	飯田 明弘	WEB
	中部地方整備局 沼津河川国道事務所	事務所長	辛嶋 亨	WEB
	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	事務所長	白井 宏明	対面
	中部運輸局 静岡運輸支局	支局長	奥田 章夫	代理・WEB
	静岡県 交通基盤部 道路局	道路企画課長	松岡 宏典	対面
	静岡県 交通基盤部 道路局	道路整備課長	塩澤 孝洋	対面
	静岡県 交通基盤部 道路局	道路保全課長	西原 宏昌	代理・WEB
	静岡県 交通基盤部 都市局	都市計画課長	海野 智之	代理・WEB
	静岡県 交通基盤部 都市局	地域交通課長	片山 広文	代理・WEB
	静岡県 交通基盤部 都市局	街路整備課長	日野原 武	代理・WEB
	静岡市 建設局	道路部長	桑山 則之	代理・対面
	静岡市 都市局	都市計画部 交通政策・MaaS 担当部長	松浦 正裕	代理・WEB
	浜松市 土木部	道路企画課長	加藤 貞仁	WEB
	浜松市 都市整備部	交通政策課長	竹村 雅彦	代理・WEB
	静岡県警本部 交通部	参事官兼交通企画課長	鈴木 淳一	代理・対面
	静岡県警本部 交通部	交通規制課長	永沢 はな	代理・対面
	中日本高速道路(株)東京支社 総務企画部	企画調整課長	足立 雅人	代理・WEB
	中日本高速道路(株)東京支社 保全・サービス事業部	交通技術課長	西川 洋介	WEB
	中日本高速道路(株)東京支社 保全・サービス事業部	交通管制課長	鎌田 博義	WEB
	静岡県道路公社	常務理事	勝又 泰宏	代理・対面
	静岡県トラック協会	専務理事	筒井 浩	対面
	静岡県バス協会	専務理事	堀内 哲郎	欠席
	静岡県タクシー協会	専務理事	村上 雅則	WEB
	事務局			
	中部地方整備局 静岡国道事務所 計画課		柴田、鈴木、塩入	

令和6年度 第1回静岡県道路交通渋滞対策推進協議会
座席表



静岡県道路交通渋滞対策推進協議会規約

第1条（名 称）

本協議会は「静岡県道路交通渋滞対策推進協議会」（以下協議会という）と称する。

第2条（目 的）

静岡県内における道路交通の渋滞解消を図るため、道路管理者、公安委員会、運輸局、及び都市計画部局など関係機関の間で意見交換、調整を図り、円滑な道路交通を確保するとともに、健全な都市形成に資することを目的とする。

第3条（組 織）

協議会は本目的に関係する団体等で構成する。

第4条（協議会）

1. 協議会は委員の要請により会長が招集する。
会長は国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長とする。
2. 委員は、別表1に定めるとおりとする。但し、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。

第5条（協議会の運営・進行）

協議会の運営・進行は、会長がこれにあたることとする。

第6条（検討部会）

1. 第2条に規定する事項について、静岡県の西部、中部、東部伊豆地域ごとに事前調査及び調整を行うため、協議会に各地域の検討部会を置く。
2. 検討部会の部会長は関係地域の国土交通省直轄国道事務所の副所長（技）とする。
3. 検討部会は協議会を組織している関係団体等のなかから部会長が指名する職員で組織する。但し、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。
4. 第4条及び第5条の規定は検討部会の会議に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「検討部会」、会長とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第7条（事務局）

協議会の事務局は国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所計画課、中部運輸局静岡運輸支局、静岡県交通基盤部道路局道路企画課、静岡県警察本部交通部交通規制課、静岡市建設局道路部道路計画課、及び浜松市土木部道路企画課に置く。

また、検討部会の事務局は部会長が所属する国土交通省直轄国道事務所の調査担当課に置く。

第8条（その他）

本規約に規定されていない事項については協議会に諮り決定することとする。

＜附 則＞

1. この規約は平成2年12月14日から施行する。
2. この規約改正は平成5年 6月14日から施行する。
3. 静岡県道路交通円滑化連絡協議会（平成2年12月14日発足）は廃止する（平成5年6月14日付）
4. この規約改正は平成 5年 8月30日から施行する。
5. この規約改正は平成 6年 9月21日から施行する。
6. この規約改正は平成 9年 3月19日から施行する。
7. この規約改正は平成 9年10月30日から施行する。
8. この規約改正は平成17年10月31日から施行する。
9. この規約改正は平成20年 1月15日から施行する。
10. この規約改正は平成24年 6月27日から施行する。
11. この規約改正は平成25年 6月28日から施行する。
12. この規約改正は平成27年 3月23日から施行する。
13. この規約改正は平成27年 9月29日から施行する。
14. この規約改正は平成28年 7月25日から施行する。
15. この規約改正は令和 2年 9月30日から施行する。
16. この規約改正は令和 4年 8月31日から施行する。

＜静岡県道路交通渋滞対策推進協議会 名簿＞

所 属		役 職
会長	中部地方整備局	静岡国道事務所長
委員	中部地方整備局	建政部 都市整備課長
		道路部 道路計画課長
		道路部 地域道路課長
		道路部 交通対策課長
		沼津河川国道事務所長
		浜松河川国道事務所長
	中部運輸局	静岡運輸支局長
	静岡県	交通基盤部 道路局 道路企画課長
		交通基盤部 道路局 道路整備課長
		交通基盤部 道路局 道路保全課長
		交通基盤部 都市局 都市計画課長
		交通基盤部 都市局 地域交通課長
		交通基盤部 都市局 街路整備課長
	静岡市	建設局 道路部長
		都市局 都市計画部 交通政策・MaaS 担当部長
	浜松市	土木部 道路企画課長
		都市整備部 交通政策課長
	静岡県警本部	交通部 参事官兼交通企画課長
		交通部 交通規制課長
	中日本高速道路(株)東京支社	総務企画部 企画調整課長
		保全・サービス事業部 交通技術課長
		保全・サービス事業部 交通管制課長
	静岡県道路公社	常務理事
	静岡県トラック協会	専務理事
	静岡県バス協会	専務理事
	静岡県タクシー協会	専務理事
事務局		
	中部地方整備局 静岡国道事務所 計画課	
	中部運輸局 静岡運輸支局	
	静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課	
	静岡県警本部 交通部 交通規制課	
	静岡市 建設局 道路部 道路計画課	
	浜松市 土木部 道路企画課	